名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社エムズ	沖縄県那覇市泊三丁目二番地十三号	塗装

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ＣＯＣＯ	埼玉県さいたま市見沼区大字大谷千五百二十六番地十二	型枠施工
三重工業株式会社	埼玉県北本市西高尾一丁目百三十番地	機械加工
株式会社平石建築	長崎県長崎市現川町三百三十五番地一	とび、左官
髙正	熊本県熊本市東区画図町大字重富八百八十八番地五（八―四百七号）	建築大工
株式会社サトウ	宮崎県宮崎市大字熊野四百八十八番地一	とび
木場鉄工業株式会社	鹿児島県姶良市西餅田千七百七十七番地九十五	鉄筋施工

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第九十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社竹内ハガネ商行	東京都大田区山王二丁目三番十号大森三菱ビルデイング	機械加工

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。